

第 86 号 議 案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
（一般使用の期間） 第 7 条 知事は、一般使用の許可にあつては <u>1月以内の使用期間</u> を定めるものとする。 <u>ただし、相当の理由があると認めるときは、1月を超えて使用期間を定めることができる。</u>					（一般使用の期間） 第 7 条 知事は、一般使用の許可にあつては <u>15日（岸壁及び物揚場の荷置許可にあつては5日）以内の使用期間</u> を定めるものとする。						
別表第 1（第13条関係） その 1 通常使用					別表第 1（第13条関係） その 1 通常使用						
港湾施設	区分	単位区分	料金（単位 円）		備考	港湾施設	区分	単位区分	料金（単位 円）		備考
			長崎港	その他の港					長崎港	その他の港	
1 岸壁、 栈橋（浮 栈橋を含	略 荷置料	（一般使用） 1月1平方メートル	149.10	114.90		1 岸壁、 栈橋（浮 栈橋を含	略 荷置料	（一般使用） 5日まで、1日1平	3.83	2.79	

む。)及 び物揚場	<u>につき</u>					
	略					
2～4 略						
5 上屋	元船上 屋使用 料	1 (一般使用)	675.0	—		
		<u>1月1平方メー トルにつき</u>				
		2 略				
略		略	略	略		
福江港 大波止 新上屋 使用料	1 (一般使用)	<u>1月1平方メー トルにつき</u>	—	564.0		
						2 略
						略
略		略	略	略		

む。)及 び物揚場	<u>方メートルにつき</u>		4.97	3.83		
	6日以上、1日1平 方メートルにつき					
略						
2～4 略						
5 上屋	元船上 屋使用 料	1 (一般使用)	16.7	—		
		<u>貨物搬入の日から 15日以内 1日1 平方メートルにつ き</u>				
		<u>貨物搬入の日から 16日以上 1日1 平方メートルにつ き</u>				
略		略	略	略		
福江港 大波止 新上屋 使用料	1 (一般使用)	<u>貨物搬入の日から 15日以内 1日1 平方メートルにつ き</u>	—	13.9		
						<u>貨物搬入の日から 16日以上 1日1 平方メートルにつ き</u>
						2 略
略		略	略	略		
福江港 大波止 新上屋 使用料	1 (一般使用)	<u>貨物搬入の日から 15日以内 1日1 平方メートルにつ き</u>	—	18.8		
						<u>貨物搬入の日から 16日以上 1日1 平方メートルにつ き</u>
						2 略
略		略	略	略		

	上記以外の上屋使用料	1 (一般使用)		264.0	231.0	略	
		コンクリート鉄骨造	1月1平方メートルにつき				
		木造その他	1月1平方メートルにつき	195.0	162.0		
		2 略		略	略		
6 荷捌地	荷捌地使用料	(一般使用)	未舗装	1月1平方メートルにつき	90.00	60.00	

	上記以外の上屋使用料	1 (一般使用)		6.5	5.4	略	
		コンクリート鉄骨造	貨物搬入の日から15日以内 1日1平方メートルにつき				
		木造その他	貨物搬入の日から16日以上 1日1平方メートルにつき	8.8	7.7		
		木造その他	貨物搬入の日から15日以内 1日1平方メートルにつき	5.5	4.4		
	上記以外の上屋使用料	1 (一般使用)		6.5	5.4	略	
		コンクリート鉄骨造	貨物搬入の日から16日以上 1日1平方メートルにつき				
		木造その他	貨物搬入の日から16日以上 1日1平方メートルにつき	6.5	5.4		
		2 略		略	略		
6 荷捌地	荷捌地使用料	(一般使用)	未舗装	15日まで、1日1平方メートルにつき	2.00	1.50	

